

第8回教育委員会

令和4年5月17日
午後3時30分
教育センター講義室

案 件

議案第57号

大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について

議案第57号

大阪市学校適正配置審議会の委員の解嘱及び委嘱について

1. 解嘱

令和4年5月17日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を解嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
山上 直子	産経新聞論説委員	教育委員会が適当と認める者	任期 R2.9.9～ R4.5.17	

2. 委嘱

令和4年5月18日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
木村 さやか	産経新聞論説委員	教育委員会が適当と認める者	任期 R4.5.18～ R4.9.8	

3. 説明

産経新聞論説委員である山上直子氏について、任期途中であるが、委員変更の申出があったため、解嘱する。その後任として、同論説委員である木村さやか氏に委員を委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条1項により、前任者の残任期間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿

※太字は委嘱、下線は解嘱
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則 第2条による区分	備考
山上 直子	産経新聞論説委員	教育委員会が適当と認める者	解嘱
木村 さやか	産経新聞論説委員	教育委員会が適当と認める者	委嘱
植松 利晴	帝塚山大学教育学部こども教育学科講師	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会副会長	教育委員会が適当と認める者	任期R2.9.9～R4.9.8
久保 朋子	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と認める者	任期R2.9.9～R4.9.8
西野雄一郎	大阪市立大学工学研究科都市系専攻講師	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
安藤 福光	兵庫教育大学学校教育研究科准教授	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
越村 市二	大阪市地域振興会副会長	教育委員会が適当と認める者	任期R2.9.9～R4.9.8
高橋 直子	弁護士	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
田村 知子	大阪教育大学教職実践研究科教授	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
辻野 けんま	大阪市立大学文学研究科准教授	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
豊原 法彦	関西学院大学経済学部教授	学識経験のある者	任期R2.9.9～R4.9.8
宮本 正路	大阪市社会福祉協議会評議員	教育委員会が適当と認める者	任期R2.9.9～R4.9.8
山内 憲之	大阪市PTA協議会副会長	教育委員会が適当と認める者	任期R2.9.9～R4.9.8

委員の略歴

○ 木村 さやか (きむら さやか) 氏

〈 産経新聞論説委員 〉 (令和3年～現在)

〈 主な略歴 〉

平成 9年 4月 産経新聞社入社

平成15年 7月 大阪本社編集局 社会部

平成25年 5月 大阪本社編集局 経済部

平成26年 5月 編集局 奈良支局次長

平成29年10月 大阪本社編集局 社会部次長

令和 3年 7月 大阪本社編集局 社会部次長兼論説委員

令和 3年10月 社会部編集委員兼編集局論説委員

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

改正 平成25年3月29日(教)規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日(教)規則第19号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28年4月1日 条例第35号

最近改正 令和4年3月2日 条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和53年5月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月27日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和4年3月2日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。